

子育て支援ヘルパー派遣事業 ご利用にあたってのお願い

【この事業について】

この事業は、妊娠・子育ての大変な中、家族などのサポートが得られず、日中一人で家事・育児等をしなければならない家庭に対して、少しでも負担を減らすことが出来るようヘルパーさんお手伝いをする事業です。

制度の趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用いただけますようお願いいたします。

※利用者の工作中（在宅ワーク等）の支援は対象外です。

※保護者の方が不在の場合は対象外です。（保護者とお子さんが一緒にいる状態が対象です。）

【サービス内容について】

日常的に行う必要がある家の中での簡単な家事・育児が対象です。

大掃除等の一時的なものは対象外です。

下記の例を参考に、依頼したい内容を事業者にお伝えください。

家事援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
居室等の掃除、 整理整頓	- 居室等の軽易な掃除、整理整頓 - 新聞、雑誌等の軽易な片づけ - トイレ、風呂、洗面所の軽易な掃除 - 玄関、ベランダの軽易な掃除	- 大掃除、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫、エアコン、排水口等の掃除 - 床のワックスがけ - 浴室等のカビ取り - 庭の手入れ（水やり、草取り、剪定等）
衣類の洗濯、 補修	- 洗濯機の操作 - 洗濯物を干す、たたむ - おむつの洗濯（手洗い） - 洗濯物のタンス等への片づけ - アイロン掛け - 裁縫（ボタン付け等）	- カーテン、カーペット等、日常洗濯するものではないもの - セーター等の手洗い - 大量のアイロンかけ
食事の準備 及び後片づけ	- 調理（一般的なもの。同居家族分は日常的に利用者が担っている範囲まで。） - 配膳、テーブル拭き - 片づけ、皿洗い	- 特別な手間をかけてつくるもの（正月料理等） - 大量の作り置き <u>別世帯の家族分の調理</u> - 来客の対応
生活必需品の 買い物	スーパー・コンビニなどでの食材・日用品の買い物	- 出産祝いのお返し等 - 大型のもの、家電製品等 - 大量の買い出し
関係機関との 連絡	- 郵便局、ポストへの郵便物の持込み - 市役所への申請、届出	- 金融機関での振込、現金の引き出し等 - 税務署への申告
その他	- 布団を干す - シーツ交換	- 自動車の給油、洗車 - 家具等の組立て、取付け、修理、移動 - ペットの世話 - マッサージ等の施術的な行為 - 趣味的な活動の手伝い等

※調理、洗濯、掃除等、いずれも利用者のご自宅にある道具を使用して行います。

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

※買い物や付き添いなどに要した実費は利用者の負担です。

育児援助	出来ること（例）	出来ないこと（例）
授乳	・湯沸かし・ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後の片づけ	・ヘルパーが一人で子どもの世話をすること ・医療行為 ・こども園等への送迎 ・習い事のための送迎 ・病院の診察、予防接種等の付き添い
おむつ交換	・おむつ交換 ・ベビー布団の用意、片づけ	
もく浴介助 （入浴介助）	・ベビーバスの用意・片づけ ・もく浴・洗浄 ・乳児のふき取り、服を着せる	
適切な育児 環境の整備	・エアコンの温度調節、窓あけ、カーテンによる室温調節 ・ベビー布団を干す ・乳児の着替え	

※公共交通機関の利用に要した実費は利用者の負担です。

【日程の変更及び中止について】

（１）利用日程の変更及び中止を希望する場合は、利用日の３日前の１７時までに派遣事業者に連絡し、日程調整をしてください。

なお、日程変更については、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

（２）利用予定日の前日の１７時を過ぎての日程の変更及び中止には、利用者負担額(キャンセル料)が生じます。次に定める利用者負担額を派遣事業者へ直接お支払いください。

※変更には、時間の変更も含まれます。

利用者の都合により日程変更及び中止した場合の利用者負担金（キャンセル料）	
派遣前日の 17 時までに事業者に連絡した場合	0 円
派遣前日の 17 時から当日出発前までに連絡した場合	500 円
派遣当日、出発前に連絡がなかった場合	1,000 円

【利用のための手続きについて】

静岡市 各区役所

葵区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-221-1096

駿河区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-287-8675

清水区 子育て支援課 家庭児童相談係 054-354-2429

【制度について】

静岡市 こども未来局 こども家庭福祉課 給付係 054-221-1381